

平成28年6月28日

島田市議会議長 曾根 嘉明 様

議会改革に関する特別委員会
委員長 大石 節雄

議会改革に関する調査研究について（報告）

本委員会は、調査した事件の経過について、委員会条例第36条の規定により別添のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 議会活動の更なる推進のための調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

議会改革に関する調査研究について (議会改革に関する特別委員会報告書)

1 調査経過

第9回	平成28年4月26日	正・副議長立候補制の試行についての報告、ICT機器導入先進地藤枝市議会視察
第10回	平成28年5月19日	予算・決算の審査方法について
第11回	平成28年6月10日	正副議長立候補制の検証について
第12回	平成28年6月17日	最終報告のとりまとめについて

2 調査の報告

当特別委員会では平成27年6月定例会で終了した、前期「議会改革に関する特別委員会」が提言した事項や課題等について、さらなる調査・研究を行うため、平成27年6月29日に設置されて以降、その後8回の委員会を行った。平成28年3月25日には中間報告を行い、その後4回の委員会を開催し、ICT機器を導入している藤枝市議会視察、予算・決算委員会の審査方法、正・副議長立候補制の試行結果の検証と今後の課題などについて調査・研究した。以下報告をする。

(1) 委員会の経過及び所見

第9回の委員会では、ICT機器を導入している藤枝市議会の視察を行った。植田議長の出迎えを受け、議会活性化委員会岡村委員長と大石保幸議員にタブレット導入経緯と利用状況について説明を受けた。当局側の導入に則して議会として導入してきた。使用状況について、各議員から質問があったが、個人差はあるものの各議員が努力することにより有効的に使用しているとの答弁があった。ICT機器導入についてはシステムの種類も多くあり、島田市に合うシステム、利用方法など検討すべき課題も認識できたが、詳細については省略する。また、視察後、委員会を再開し、中間報告を受けて、紅林議長、曾根副議長に「正・副議長立候補制」の試行についての説明と議会運営委員会での協議の結果を各委員に報告した。

第10回の委員会では、予算・決算の審査方法について協議した。委員からは、様々な角度からの意見が出された。理想としては、議案不可分の原則により予算・決算の特別委員会を設置する必要がある。現在常任委員会を分散開催しているがその延長線上に予算・決算の審査がある。しかし、現状では議員傍聴者に対しての公務災害の問題、また、特別委員会を設置した場合、委員会の構成人数の問題、当局側の対応負担の問題、また、人数が多くなることにより十分な審査ができるのかなど色々課題が出された。その他には、予算に反映される決算審査であるとか、事務局の体制強化を求める意見も出された。具体的な結論には達しないが、予算・決算の特別委員会を設置する必要性はある。今後さらに調査研究をするべきである。

次に、「正・副議長立候補制」の試行後の検証についてどのようにするか協議した。議会運営委員会で決定機関として行ったことであるから議会運営委員会に任せてはとの意見

があったが、当委員会で調査研究してきた結論であるから、当委員会で検証作業を行い最終報告していくべきであるとの意見にまとまった。

その他、議会報告会の在り方や、若年層と議会の関わりなど今後調査研究していかなくてはならないことはあるのではないかとの意見も出された。

第11回の委員会では、試行された正副議長選挙について検証を行った。選挙までのスケジュールについて、問題はないものと確認をした。所信表明の行い方、発言時間、会場についてもおおむね問題はないものと確認をした。所信表明、立候補者の氏名などの公開、非公開については、すべてを公開して行うことが開かれた議会を目指す意味でも本来の思いであることから今後は公開していく事を確認した。

次に、「島田市議会議長及び副議長の選挙における立候補等に関する申合せ」について各項目別に検証確認を行った。特に変更する内容として、第3（立候補の手續）のところで、立候補者の氏名を公開することを追加。さらに、地方自治法を最高規範とする意味において、申し合わせ事項ではあるが地方自治法以上の制約条件を定めることは不適切であるということ踏まえ、第5の（立候補者以外の議員への投票）及び、第6の（議長及び副議長の任期）について削除することとし、併せて第1の（目的）の文中からも任期の部分を削除することを確認した。この申し合わせはあくまでも議員間での信頼関係によって成り立つものであるが、法的拘束があるものではないことも確認をした。具体的な改正部分については別添資料を参照していただきたい。

第12回の委員会では、最終報告の内容について委員全員の確認、賛同を得て閉会した。

3 まとめ

当特別委員会は、平成27年6月定例会で終了した、前期「議会改革に関する特別委員会」が提言した事項や課題等について、さらなる調査・研究を行った。中間報告と重複するものもあるが、今後検討や実行していただきたいものについて以下提言をする。

(1) 常任委員会の分散開催の検証

他の委員会の意見が共有できて開催方法としては継続することにおおむね賛同を得た。しかし、議員の傍聴を強制するものではなく努力義務とすべきである。また、公務扱いにできない状況にあることへの対応は今後引き続き研究すべきである。

(2) 議会構成の検討（正・副議長立候補制度の検証）

中間報告を受けて、試行実行したことについて検証を行った結果、資料（別添）のように申し合わせ事項を確認の上、改選後に実施されることを望む。

(3) 予算・決算審査体制の検討

議案不可分の原則により予算・決算の特別委員会を設置する必要があるが、委員会構成人数や、当局対応等課題はまだある。今後議会として議案をより深く審査できる体制づくりを構築するためにも今後のさらなる調査研究を望む。

(4) 前議会改革に関する特別委員会中間報告、最終報告での提言の実行

実行できているもの、まだ研究の余地があるものを委員会の中で検証しながら進めてい

く必要がある。特に、ICT機器の導入は今後研修会等の開催を行い、議会力をより高めていく必要がある。さらに、議会報告会、若年層との関わりについても調査研究を進めていくべきである。

以上、委員長として各委員に感謝申し上げ「議会改革に関する特別委員会」の最終報告とする。